

(審査案件35号)

答 申

第1 審査会の結論

阿智村伍和地区廃棄物処理施設整備事業に係わる会議録、資料、委員名等に関する一部公開決定において非公開とした部分のうち、「注目される種確認位置図（植物）」の「凡例」及び「調査員名簿」の「経歴」部分は公開すべきである。

第2 経 過

1 平成15年（2003年）8月30日、異議申立人は、長野県情報公開条例（以下「本件条例」という。）に基づき、阿智村伍和地区廃棄物処理施設整備事業に係わる長野県環境影響評価技術委員会の会議録とその資料などすべてについて、公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 同年9月16日、長野県知事（以下「本件実施機関」という。）は、本件公開請求に対して、環境影響評価技術委員会現地調査に係る復命書ほか38件の文書を特定し、一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

非公開とした部分は、次のとおりである。

(1) 非公開部分1

環境影響評価技術委員会現地調査に係る復命書（平成10年（1998年）10月30日、平成10年11月4日、平成10年11月6日調査分）のうち、「注目される種確認位置図（植物）の地図及び凡例（図-11）」

(2) 非公開部分2

上記（1）記載の復命書のうち、「注目される種確認位置図（鳥類）の地図及び状況写真（図-13（2）、図-13（3）」

(3) 非公開部分3

同復命書添付の「調査員名簿のうち調査員氏名、経歴が記載されている部分」

(4) 非公開部分4

環境影響評価技術委員会に係る復命書のうち「図1 猛禽類古巣確認位置のうち地図及び状況写真について記載された部分」

(5) 非公開部分5

上記（4）記載の復命書のうち、「図2 オオタカ飛翔ルートのうち凡例の一部」

(6) 非公開部分6

上記（4）記載の復命書のうち、「図3 ハチクマ飛翔ルートのうち凡例の一部」

- 3 同年10月22日、異議申立人は、本件決定の取消し及び全面公開を求めて、本件異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

- 1 県は、阿智村伍和地区廃棄物処理施設整備事業の基本理念は、住民参加と情報公開にあり、他へのモデルとなるというが、公文書公開請求に対して、制度や法律を持ち出して、全面公開しないことは、これら基本理念に反する。
- 2 実施機関は、これを公開すれば、盗掘、密漁等が行われるというが、公開請求者を罪人扱いしたもので納得できない。そのような意思は全くない。
- 3 上記事業は、人、動植物等の生命に係る事業であり、現地調査に従事した専門家の氏名・経歴等を非公開とするならば、行政が勝手な作文をすることが懸念される。

第4 実施機関の理由説明の要旨

- 1 非公開部分1について
当該部分は、希少な植物の種の名称及び生育位置等を示したものであり、公開すると、希少植物の採取等を容易にすることになり、今後の自然保護対策に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、本件条例第7条第6号に該当する。
- 2 非公開部分2、4、5及び6について
当該部分は、将来再び営巣する可能性の高い猛禽類の古巣位置を示した部分及びその状況写真等が記載された部分であり、公開すると、希少な鳥類の捕獲等を容易にすることになり、今後の自然保護対策に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、本件条例第7条第6号に該当する。
- 3 非公開部分3について
当該部分は、調査員名簿のうち、調査員氏名及び経歴（最終学歴、入社年度）が記載された部分であり、個人に関する情報であって、公開することにより、特定の個人を識別することができるため、本件条例第7条第2号に該当する。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

本件条例はその第1条に定められているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進をすることを目的に制定されたものである。

本件条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は原則公開とし、条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。しかし、一方で原則公開の条例においてもなお、例外的に他の公益等との調整を図るため非公開とせざるを得ない情報があることから、第7条で非公開事由が定められている。個々の請求に対しては、条例の原則公開の理念を尊重しつつ個別に判断する必要がある。

さらに、本件条例は、県民の知る権利を尊重する観点から、第8条において部分公開の制度を設けており、公文書の一部に非公開情報が記録されていることを理由として、当然に公文書全部を非公開にするのではなく、公開できる部分は可能な限り公開すべきことを定めている。

当審査会は、これらの点を踏まえて本件実施機関による本件決定を検討する。

2 本件決定の非公開部分について

非公開部分1は、現地調査を行い、確認された注目される希少な植物（ハナノキ、ミナソバ、ケイソウ等10種）について、種の名称及び5,000分の1の地図にその生育位置・群落を示したものである。

非公開部分2及び4ないし6は、現地調査を行い、確認された注目される希少な鳥類であるオオタカ、ハチクマの10,000分の1の確認位置図に、将来再び営巣する可能性の高い猛禽類の古巣位置を示したもの（非公開部分2）、10,000分の1の地図に猛禽類の古巣確認位置を示し、その状況写真を貼付したもの（非公開部分4）並びにオオタカ及びハチクマの飛翔ルートを示した15,000分の1の地図に猛禽類の古巣の凡例を示したもの（非公開部分5,6）である。

非公開部分3は、かかる現地調査にあたった調査員名簿のうち、調査員氏名、経歴が記載されている部分である。

3 非公開情報該当性について

本件決定において、実施機関は、非公開部分1,2,4ないし6については、本件条例第7条第6号（事務支障）該当性を、非公開部分3については本件条例第7条第2号（個人情報）該当性を理由としているので、それぞれについて、その当否を検討する。

ア 本件条例第7条第6号について

(ア) 本件条例第7条第6号は、「県...が行う事務...に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務...の性質上、当該事務...の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

本号は、県等が実施する事務等に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすものがあるため、このようなものを情報公開の例外とするものである。ここに「当該事務の性質上」とは、当該事務の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断することをいい、「適正」という要件判断を行う際は、公開することにより生ずる支障のみではなく、公開することによって将来の同種の事務の適正な遂行に支障が生ずることがあり得ることから、そのような場合も含むものである。

(イ) 実施機関は、非公開部分1の資料を情報公開請求があった場合に公開すると、希少な植物の採取等を容易にすることになり、今後の自然保護対策に著しい支障を及ぼすおそれがあるとし、また非公開部分2、4ないし6については、これらの資料を情報公開請求があった場合に公開すると、希少な鳥類の捕獲等を容易にすることになり、今後の自然保護対策に著しい支障を及ぼすおそれがあると判断している。

実施機関の述べるとおり、希少な植物の生育位置・群落が公になると、希少な植物の採取等が容易になる蓋然性が認められる。また、ハチクマについては、「〔古巣を〕数年連続使用することもある」という指摘、オオタカについては「広葉樹の林に作られた巣は毎年補修されて継続使用されることが多く、〔針葉樹の話でも〕3年および4年連続使用の記録がある」という指摘をしている文献もあり（森岡照明外『図鑑 日本のワシタカ類』32頁、94頁）、猛禽類の古巣位置が公になると、希少な鳥類の捕獲等が容易になる蓋然性が認められる。そうすると、長野県希少野生動植物保護条例第1条が規定するとおり、「希少野生動植物が本県の自然環境の重要な構成要素の1つであるとともに県民共有の貴重な財産であり、その保護が生物の多様性を確保していく上で欠くことのできないもの」であり、希少野生動植物の保護がきわめて重要であることに照らしても、採取や捕獲等が容易になると、将来の自然保護対策事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(ウ) しかし、上述のとおり、本件条例は県民の知る権利を尊重する観点から、第8条において部分公開の制度を設けており、公文書の一部に非公開情報が記録されていることを理由として当然に公文書全部を非公開にするのではなく、公開できる部分は可能な限り公開すべきことを定めている。

その観点から本件を検討するに、非公開部分1のうち、地図自体を非公開とすれば、凡例部分のみを部分的に公開したとしても希少な植物の生育位置・群落が公になることにはつながらず、また、凡例部分のみを公開部分として残し、地図部分を容易に区分して除くことができ、かつ凡例部分には有意な情報が記録していると認

められるので、当該凡例部分は部分公開をするのが相当である。

(エ) 以上より、非公開部分 1 の凡例部分を除いては、本件条例第 7 条第 6 号該当性が認められるが、非公開部分 1 の凡例部分は部分公開すべきである。

(オ) なお、異議申立人は、採取や捕獲等が容易になる点を第 7 条第 6 号該当性の根拠にした実施機関の判断について、異議申立人を罪人扱いするものであり納得できない旨述べる。たしかに、異議申立人が述べるように自然保護の推進者に情報を公開することによって採取や捕獲がなされるとは考えられない。しかしながら、本件条例は「何人も」情報公開請求することができる」と規定しており（第 5 条）、かつ、非公開事由の規定の仕方は請求者がどのような考えの持ち主であるかによる公開非公開の区別を認めていない（第 7 条参照）。したがって、請求者の中には公開された情報を悪用して採取や捕獲等を行う者もいる可能性を念頭において判断する必要があるため、上記結論に至ったものである。

イ 本件条例第 7 条第 2 号の該当性について

(ア) 本件条例第 7 条第 2 号は、「個人に関する情報... であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と規定する。

本号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人を識別できる情報は原則として非公開とするものである。

(イ) 実施機関は、非公開部分 3 に記載されている調査員氏名及び経歴を一括して、個人に関する情報であつて、公開することにより、特定の個人を識別することができるため、第 7 条第 2 号に該当すると判断している。

(ウ) しかし、上記 1 で述べたとおり、本件条例は県民の知る権利を尊重する観点から、第 8 条において部分公開の制度を設けており、同条第 2 項は、個人に関する情報であっても、特定個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合は、当該部分を除いた部分を公開することとしている。

また、異議申立人が指摘するように、環境影響評価にあたり専門的な調査能力のある者が調査を行っているかどうかは県民にとって重要な関心事であり、調査員の経歴（最終学歴、入社年度）はその専門的能力を推測する上で相当の意味を持っているから、氏名と切り離した経歴だけでも、有意な情報にあたると認められる。

(エ) そこで、調査員氏名及び経歴について、個々に、それらを公開すれば特定の個人を識別することができることとなるかを判断する。

本件条例第 7 条第 2 号において、公文書に記録された情報と他の情報を照合することにより特定の個人を識別することができることとなるか否かを判断する際に、照合

の対象となる他の情報の範囲は、一般人が知っている情報、又は既に公にされた情報で、一般人が新聞報道や一般の書店、図書館での閲覧等通常の方法により入手し得る情報をいい、特定人のみが知っている情報や、詮索的活動により入手し得る情報は含まれないと解するのが相当である。

かかる基準に照らした場合、調査員の氏名は個人を識別する情報に該当するが、各調査員の経歴については一般の書店、図書館での閲覧等通常の方法により入手することはできず、調査員の経歴部分が公開されたからといって、それだけでは一般人にとっては特定の個人を識別することはできず、個人の権利利益を害するおそれもないものと認められる。

(オ) したがって、調査員の氏名を非公開と判断した点は是認できるが、調査員の経歴は公開すべきである。

4 まとめ

以上により、審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査経過

平成15年(2003年) 12月 9日 諮問

15日 審議

平成16年(2004年) 9月16日 実施機関の意見陳述

10月 4日 実施機関の意見陳述

10月12日 実施機関の意見陳述

(なお、異議申立人は口頭による意見陳述を希望しなかった。)

平成17年(2005年) 1月12日 審議

3月 8日 審議

23日 審議

4月19日 審議終結